CASE STUDY

兵庫県明石市

明石市職員の平等な任用機会を確保し 障害者の自立 と社会参加を促進する条例

地方公務員法第16条の欠格条項に対する同法第28条第4項「条例に特別の定めが ある場合」に対応した条例で、成年被後見人・被保佐人を市職員として採用できるよう にしている。

も障害のない人と共に暮らせるまちづくりを 害を理由とする差別をなくし、 権利条約の理念を明石のまちでも実現し、 例とは、 解消条例 いう略称ですので、以下そのように記載しま 指すための条例です。 明石市では、 の検討をしていました。 平成18年に国連で採択された障害者 (明石市では 平成27年度から、 「障害者配慮条例 障害者配慮条 障害のある人 障害者差別

見掛けるようになりました。しかし、 白杖を突いている方など、 最近では、 まちなかでも電動車椅子の方や 障害当事者をよく 現在の

景を持る

つ市民等にお集まりいただいて条例検

の専門職、

商工交通事業者などの多様な背

ることにしたのです。

平成27年5月から、

市内の障害当事者や支

ちにできるように、

明

石市では条例を制定す

討会を立ち上げ、

議論を交わしていました。

1 明石市の障害者施策と本条例

社会は、

ル 1

ソフト面でも、

せられた御意見からでした。 制度利用促進法が制定される前のこの時期 るようにするための条例です。 外を設け、 法第16条が定める地方公務員の欠格事由に例 が可決、 1号) であっても明石市職員として任用 し障害者の自立と社会参加を促進する条例 (以下「欠格条項例外条例」といいます。) 平成 市 て、 明石市でこの条例が求められたのは、 の障害者差別解消施策の中で市民から寄 28年3月 明 成立しました。これは、 石市 成年被後見人、被保佐人 職員の平等な任用機会を確保 18 Ħ 兵庫県明石市議会にお まだ成年後見 地方公務員 (同条第 でき 明

スロー 的に といいます。 壁を取り除く取組や調整を、「合理的 つくるなど、 調を崩しやす があります。 といいます。)は、 障害を負うだけで簡単に社会 止するだけでは障害のある人の社会参加は 様々な壁(これを社会的障壁 としてできているため、 段などのハード面でも、 0 ミュニケーションが難しければペンやス ートフォンを使って筆談をする、 障害のある人にとっての アクセスが困難になりま 「障害のない人」 更に進んで合理的配慮を提供できるま 社会みんなの責任で解消してい プを渡す、 社会の責任でこうした社会的 車椅子が登れない段差があれ ただ障害者を排除する行為を禁 い同僚には通院しやすい環境を 耳が聞こえなくて口話では 障害のある人の を基準 明石市政策局市長室 責任 病気で体 政策法務担当課長 弁護士 配 で 慮

ルや文化などの 建物や交通

> 志帆 青木

うにしました。おかげさまで、 神障害者、発達障害者、 制限を設けず、身体障害者、 27年度の障害者採用では、 ることができない条件でした。そこで、平成 力通勤が可能なこと」という条件も付され 員の障害者採用といえば身体障害、しかも「自 様な障害のある方に受験してもらう取組を始 が進んだ頃、 同年11月、 に対し、全国 日勤務となる短時間勤務職員 あることが証明できれば応募可能としまし ぼ障害のない人として働ける人」しか応募す いました。障害者採用とは名ばかりの、「ほ めようとしていました。当時、まだ地方公務 御自身の体調によって選択できるよ 常勤正規職員の枠とともに、 次年度の施行を目標に条例検討会 明石市では、 から90名以上の御応募をいただ 難病者のいずれかで 対象となる障害に 職員採用でも、 知的障害者、 (任期付) 2名の採用枠 週 の枠

「地方公務員法第16条では、成年被後見人ら、次のような意見をいただきました。何ってみました。すると、検討会メンバーか議論いただいている条例検討会にも意見を法ところで、障害当事者や有識者が集まってたところで、この募集条件を市の職員室と調整し

できないし、試験を受けることもできないこ又は被保佐人になった者は職員となることも「地方公務員法第16条では、成年被後見人

検討するべきではないでしょうか。」
をになっています。判断能力に障害のある者とになっています。判断能力に障害のある者とが許されているので、是非一緒に条例化をとが許されているので、是明で例外を定めることが許されているので、現場になっています。判断能力に障害のある者とになっています。判断能力に障害のある者とになっています。判断能力に障害のある者

かというと、決してそうではありません。 た。 ける条例の検討も併せて行いました。 も共に暮らす社会とは言い難いように思いま きない状況は、 かべ、彼らが公務員試験を受けることすらで が保佐人、後見人を務めた本人たちを思い浮 価も高く、 に真面目に仕事に取り組んでおり、職場の評 方々の保佐人をしていました。どの方も非常 属する普通の弁護士として、 した。私たちは直ちに、欠格条項に例外を設 メンバーのご意見はもっともなものでし 私も、 彼らが公務員として全く働けない 明石市に入庁する前は事務所に所 確かに障害のある人もない人 知的障害のある

はかげさまで、大きな反対もなく、欠格条項例外条例は障害者配慮条例と同時に成立し 員の募集要項からは、「成年後見人、保佐人 員の募集要項からは、「成年後見人、保佐人 が選任されている方は除く」という記載がな くなりました。

この条例が成立してから、視察や講演など

成年後見制度の利用促進に向けて

旨を確認できないのです。

作業に財産を管理する能力は不要です。現に あります。 ができるのかと思われるのでしょう。 下した人の財産を守るための制度ですので、 ねられます。成年後見制度は、 としての職務に耐えられるのか、 知的障害のある人で企業に採用されている人 植木の剪定、 できます。例えば、 すので、 は別次元のもので、 就労に足る能力と、 金銭管理がままならない者が仕事をすること たちは、こうした仕事に就いています。それ また、成年後見制度を利用する人が公務員 「後見人等が選任された公務員」という 財産を管理できなくとも働くことは 社会にはいろいろな仕事がありま 郵便物の発送作業などの簡単な 清掃作業、 両者の間には大きな差が 財産管理に必要な能力と 判断能力の データ入力 ともよく尋

は 市 失職または就職できなくなるというのは、 だけで個別の能力を評価する余地なく一 の障害者配慮条例の基 避けたかったのです。 本理念との関係で 律に

0)

2 後見人等の権利制限 成年後見制度利用促進法と成年被

て、 等の権利を守るための成年後見制度によっ 律行為における意思決定が困難な者につい は避ける必要があります。 としてできたわけではありません。ただ、 必ずしも成年後見制度の利用促進を主な目 このように、 その能力を補うことによりその者の財産 就労の機会を失うという結果になること 、明石市の欠格条項例外条例 は 法

> L 成 は

類型よりも保佐 備えて対応しています。 市民後見人(養成と後見監督)などの機能を ング)、地域の専門職との協力体制、法人後見 利用ニーズに対し、 を開設しています。市民の成年後見制度への 援センター(以下「センター」といいます。) 明石市は、 特徴的なのは、 受任調整 がほぼ同数 0) 平成27年度から、 申立件数であることと、 (後見人等候補者とのマッチ 補助類型の方が多く、 広報、 (年度によっては障害者の 高齢者と障害者 明石市のセンターの チーム支援による 明石市後見支 (知的 後見

> 号)。 様、 ことが多いところ、警備員も地方公務員と同 でまだ稼働年齢層にある知的・精神障害者 割を占めていることです。 なっています(警備業法第14条、第3条第1 的障害のある方の場合、警備員に就いている なければなりません。 年後見制度利用を断念するか、 細心の注意が必要であり、 る人の場合、成年後見制度を利用する際に 警備の仕事も含まれます。)の仕事をして 方の支援をする機会が増えます。若年の知 成年被後見人又は被保佐人は欠格事由と このため、 警備員 (交通整理や駐車場 この 場合によっては ため、 転職を検討 「若年

0)

11

は、 とされた禁治産制度の名残で、 見制度への改正時に各種法律の中で欠格事由 させるための制度でした。このため、 に家の財産を費消されることなく適切に承継 制度がありました。 能力に障害のある人の財産管理として禁治産 平成11年に民法が改正されるまでの間、 権利制限と言わざるを得ません。もともと、 利用が欠格事由となっているということは ほとんど利用されていませんでした。 用による負のスティグマが強いこともあり、 いる障害のある人にとって、 せっかく働きながら自立した生活を送って 利制限を伴う制度になってしまいまし ただ、これは、 成年後見制度の 成年後見制度 無能力者 成年後 制度利 判断

> 働く障害者にとっては死活問題です。 末尾に僅かに る措置の見直し」として言及されていますが た。成年後見制度利用促進基本計 「成年後見人等の権利制限に係 一画の中では

3 欠格条項の廃止

これが、障害者配慮条例が定める市の責務で 囲内でできるルール変更は市の責任で行う、 事例の一つと言えるでしょう。 す。本条例の制定は、 目線で作られたルールであり、 できる合理的配慮の形です。 こうした欠格条項は、 市レベ 正に障害のない ルで行うことの 社会的 市の権限の |障壁 人 0 0)

ところです。 開くためにも、 されていませんが、 では、欠格条項例外条例は明石市でしか制定 見制度利用促進の妨げになっているのでは 成年後見制度で財産を守りながら社会で活躍 たわけではないということの証左でしょう。 であり、 を削除する方向で審議中です。本稿執筆時 いかという認識から、 現在、 という成年後見制度の積極活用 決して明石市が突飛な発想で制定し 国会においても、 早期の立法解決が期待され 全国的に共通の課題事 関係法令から欠格条項 欠格条項が成年後 項